

夏目鳥獣保護区特別保護地区指定公聴会調書

別紙2 公述人の意見の概要

- 1 名称 夏目鳥獣保護区特別保護地区
- 2 開催日時 平成29年8月1日(火) 14時から14時20分まで
- 3 開催場所 千葉県香取合同庁舎2階 第二会議室 (香取市北3丁目1番地3)

4 議長名 所属 千葉県香取地域振興事務所
職・氏名 所長 栗田 智

5 公述人出欠

指名数	本人出席	代理出席	欠席
8人	2人	2人	4人

6 公述人賛否等

賛成	条件付賛成	反対
8人	0人	0人

7 傍聴者

0人

8 議長の判断

公述人8人のうち、賛成が8人で反対はありませんでした。夏目鳥獣保護区特別保護地区は、渡り鳥の集団渡来地として重要であり、また、野鳥観察会が開催されるなど、自然とのふれあいの場となっていることから、当該地区を鳥獣保護区特別保護地区として指定することは必要であると思われまます。

9 公聴会公述人名簿

別紙1のとおり

10 公述人の意見の概要

別紙2のとおり

職名	賛成	条件付賛成	反対	意見
東庄町長	○			なし
千葉県千潟土地改良区理事長	○			なし
かとり農業協同組合代表理事組合長	○			なし
千葉県北部林業事務所長	○			夏目の堰を臨む丘陵地に位置する「県立東庄民の森」においては、夏目の堰に飛来する水鳥などの野鳥観察会を定期的開催しており、特に冬季におけるマガモ等の集団渡来及びコハクチョウの飛来を観察に多数の人々が県民の森を訪れており、飛来する鳥類が安心して生息するに当たっての集団渡来地の保護区指定は自然保護、自然教育等との観点からも必要と史料する。
千葉県森林組合北総事業所長	○			なし
香取東部猟友会会長	○			なし
鳥獣保護管理員(高木)	○			多くの鴨類が飛来し、最近では白鳥も多く見られるようになりました。県民の森もあり、保護区に賛成です。
鳥獣保護管理員(武田)	○			冬場の渡り鳥の利用する水場になっているため。

平成29年8月2日

議長所属 千葉県香取地域振興事務所

議長役職 所長

議長署名 栗田 智